

神栖市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

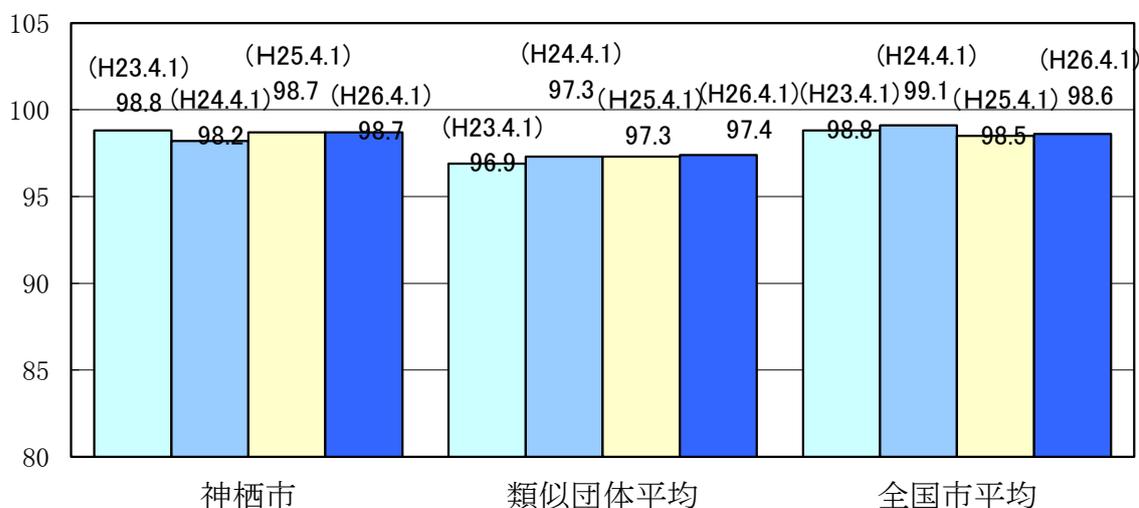
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 94,461	千円 47,207,939	千円 2,799,724	千円 4,795,951	% 10.2	% 11.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 538	千円 1,892,531	千円 317,548	千円 674,808	千円 2,884,887	千円 5,362	千円 5,715

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③ともに当市においては該当無し

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 409,562	円 408,472	円 1,090 (0.27%)	% 0.3	% 0.3	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事院の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	4.12 月	3.95 月	0.17 月	0.15 月	4.10 月	4.10 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容（平均引上げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)）

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、若年層については、若干の引上げとなる。高齢層については、最大で約4%の引下げとなる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準2%に対し、神栖市においても2%を支給
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は2%。
 (参考)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合(H30. 4. 1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	6%	2%
神栖市の支給割合	0%	6%	2%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神栖市	42.1 歳	318,500 円	381,207 円	344,579 円
茨城県	42.9 歳	338,301 円	417,093 円	372,334 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
神栖市	52.8 歳	19 人	306,400 円	346,433 円	321,866 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	51.9 歳	10 人	306,200 円	361,200 円	328,340 円	自家用乗用 自動車運転手	54.4 歳	192,900 円	1.87
うち用務員	55.3 歳	4 人	304,300 円	317,200 円	304,300 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.59
茨城県	52.0 歳	336 人	343,516 円	390,167 円	366,343 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	31 人	301,568 円	327,067 円	313,801 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
自動車運転手	5,646,500 円	2,472,000 円	2.28
用務員	5,026,500 円	2,747,000 円	1.83

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分		神栖市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	137,200 円	—
	中学卒	— 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

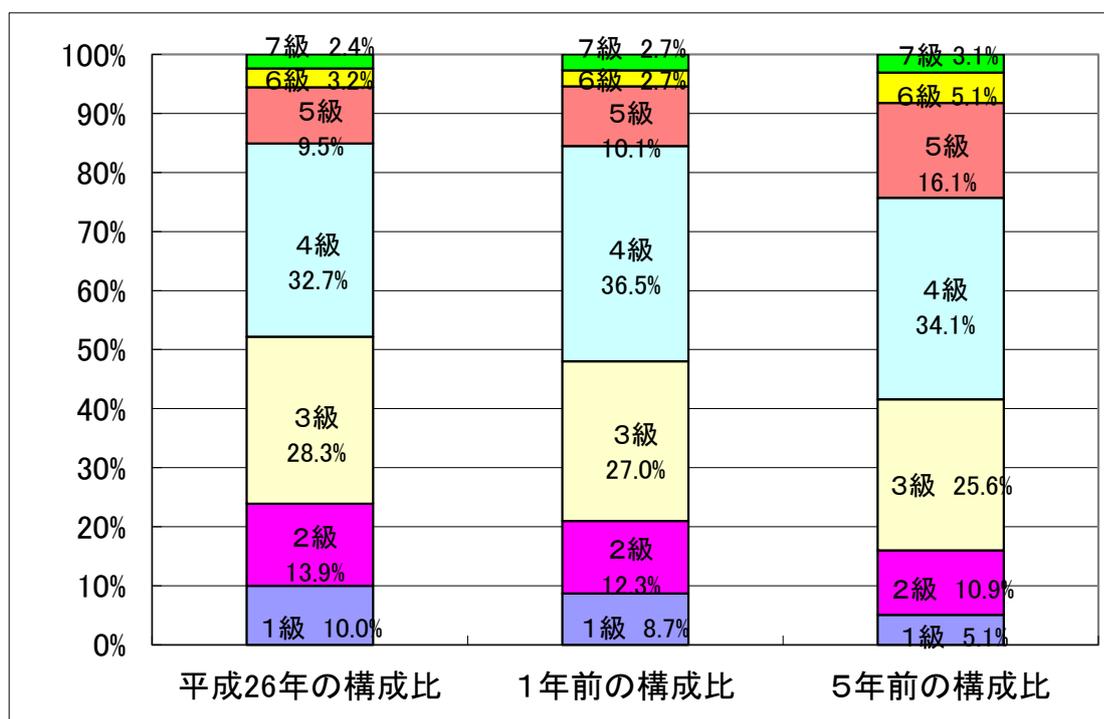
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,400 円	361,562 円	376,800 円	390,585 円
	高校卒	— 円	325,200 円	368,000 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	291,500 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	41人	10.0%	135,600円	243,700円
2級	主事	57人	13.9%	185,800円	307,800円
3級	係長・主幹	116人	28.3%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐・主査・(因)係長	134人	32.7%	261,900円	388,300円
5級	課長・副参事	39人	9.5%	289,200円	400,600円
6級	参事・次長	13人	3.2%	320,600円	422,600円
7級	部長	10人	2.4%	366,200円	456,200円

- (注) 1 神栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在運用中の人事評価制度は人材育成の観点で運用しており、昇給への勤務成績の反映は行わず、一律で実施している。地方公務員法改正を踏まえ、現在人事評価制度の見直し改定に取り組んでおり、改定後に実施する予定である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,254 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,662 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

現在運用中の人事評価制度は人材育成の観点で運用しており、昇給への勤務実績の反映は行わず、一律で実施している。地方公務員法改正を踏まえ、現在人事評価制度の見直し改定に取り組んでおり、改定後に実施する予定である。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 22,629 千円 23,517 千円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 *平成26年4月1日現在、神栖市では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		1,439 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		22,484 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		10.6 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
(1) 伝染病防疫作業に従事する職員の特種勤務手当	①伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の看護業務 ②伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業 ③伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫業務	健康増進課 農林課	月額 1,000 円
(2) 植物防疫作業に従事する職員の特種勤務手当	・植物防疫作業を行い、又は指導監督を行う者が特に身体に害を受けるおそれのある業務	農林課	月額 600 円
(3) 市税等徴収業務を行う職員等の特種勤務手当	・市税等徴収業務又は固定資産評価業務	課税課・納税課・国保年金課 下水道課・長寿介護課	1ヶ月中に1日以上4日以内従事 月額 1,000 円 1ヶ月中に5日以上従事 月額 3,000 円
(4) 保健指導巡回業務を行う保健師の特種勤務手当	・保健指導のため巡回指導業務(保健師)	長寿介護課・こども課 健康増進課	月額 3,000 円
(5) 自動車運転手当	・特殊及び大型自動車の運転業務を本務とする場合	契約管財課・道路整備課	月額 300 円
(6) 行旅死亡人取扱手当	・行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に基づく埋火葬等の業務	社会福祉課	月額 8,000 円
(7) 動物死骸処理作業手当	・動物の死骸処理作業	環境課・施設管理課	月額 1,000 円
(8) 下水道管内作業手当	・下水道管内作業	下水道課	月額 600 円
(9) 用地交渉等手当	・公共の用に供する用地の取得及び借上又は当該用地の取得及び借上並びに公共事業に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地に於いて所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難なもの	都市計画課	月額 500 円
(10) 社会福祉業務手当	・社会福祉業務の現業又は指導監査業務	社会福祉課	月額 5,000 円
(11) 道路維持補修作業手当	・道路の維持補修業務を本務とする場合	道路整備課	月額 300 円
(12) 廃棄物処理業務	・廃棄物の処理業務を本務とする場合	市民生活課・リサイクルセンター	月額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	107,496 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	346 千円
支給実績(24年度決算)	98,110 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	315 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人につき6,500円, 配偶者がいない場合 1人目のみ11,000円) *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	39,857 千円	163,348 円
住居手当	・借家の場合, 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に, 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ	—	19,316 千円	77,887 円
	・自宅の場合, その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに3,000円を支給	異なる	国は支給なし		
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車, バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合, 6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給	同じ	—	75,011 千円	125,436 円
	・自動車等を使用する場合, 使用距離等を勘案し, 2,300円から37,410円を支給	異なる	国は使用距離等を勘案し, 2,000円~24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて, その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	異なる	管理職員の職務, 職責に応じ34,900円~139,300円を支給	71,541 千円	461,554 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて6,000円~12,000円を支給	2,288 千円	14,761 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	820,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低給料月額 1,030,000 円 / 435,000 円	
	副市長	640,000 円	849,000 円 / 571,000 円	
報酬	議長	390,000 円	543,000 円 / 350,000 円	
	副議長	350,000 円	503,000 円 / 300,000 円	
	議員	330,000 円	457,000 円 / 280,000 円	
期末手当	市長	(25年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議長	(25年度支給割合)		
	副議長 議員	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	18,040 千円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	7,936 千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は, 4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき, 1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

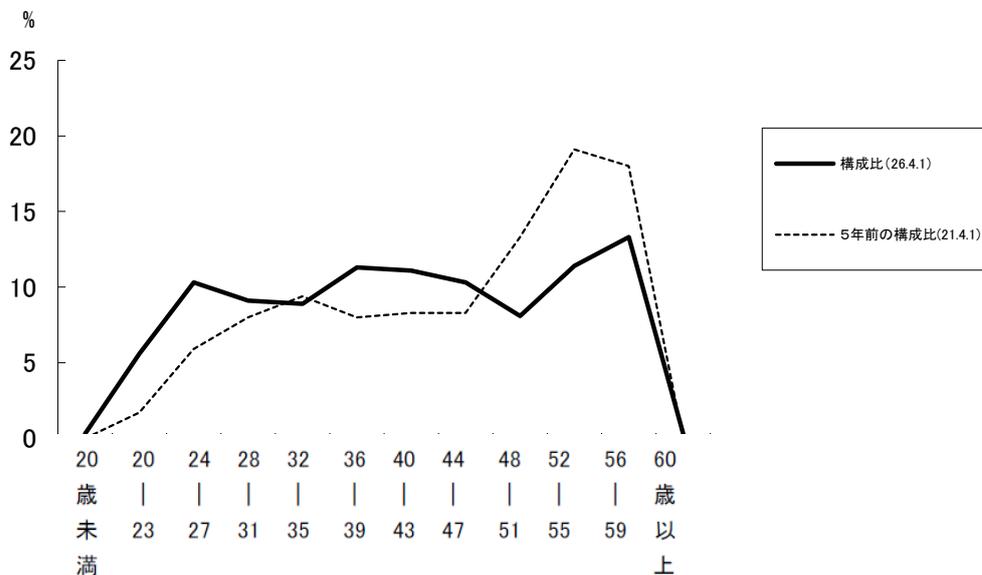
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	・事務の統廃合 ・水産業務の充実 ・道路整備業務の見直し ・社会福祉業務の充実 ・健康増進業務の充実
		総 務	125	122	△ 3	
		税 務	42	42	0	
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	29	30	1	
		商 工	5	5	0	
		土 木	59	58	△ 1	
		民 生	104	105	1	
		衛 生	48	49	1	
	計	418	417	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.15 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.43 人)	
教 育	124	122	△ 2	・事務の統廃合		
小 計	542	539	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.59 人)		
公営企業等会計部門	水 道	16	16	0		
	下 水	16	15	△ 1		
	そ の 他	36	34	△ 2		
	小 計	68	65	△ 3		
合 計		610	604	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.94 人	
		[881]	[881]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	34人	62人	55人	54人	68人	67人	62人	49人	69人	80人	2人	604人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		488	466	454	436	418	417	△71(△14.6%)
教育		136	133	132	126	124	122	△14(△10.3%)
普通会計		624	599	586	562	542	539	△85(△13.7%)
公営企業会計		66	66	70	68	68	65	△1(1.6%)
総合計		690	665	656	630	610	604	△86(△12.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 2,288,362	千円 △41,193	千円 114,327	% 4.9	% 5.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 16	千円 62,204	千円 7,440	千円 22,448	千円 92,092	千円 5,755	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

・市町村平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 栖 市	39.1 歳	323,979 円	479,645 円
市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		市 町 村 平 均	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,403 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (26年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円 23,585 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 *神栖市では支給していません。

エ 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(1)滞納整理手当	・滞納整理事務	左記業務に従事した職員	基本額 1,000円 *1ヶ月のうち5日以上従事したときは、2,000円を加える。

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,268 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	106 千円
支給実績(24年度決算)	1,480 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	113 千円

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ6,500円, 配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) ・その他 5,000円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	-	1,625 千円	180,555 円
住居手当	・借家の場合、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に同じ27,000円を限度に支給 ・自宅の場合、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに3,000円を支給	同じ	-	324 千円	36,000 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	同じ	-	2,183 千円	136,437 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	同じ	-	2,040 千円	510,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	同じ	-	- 千円	- 円